

医療費未収金回収業務の委託について(お知らせ)

当院では、回収が困難となっている医療費の未収金について、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保を目的として、金額の多少に関わらず、未収金回収業務を下記法律事務所に委託しました。

委託した医療費未収金につきましては、今後一切の対応につき法律事務所を窓口とさせていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 委託先

- 名称: 弁護士法人 館野法律事務所
- 所在地: 東京都渋谷区渋谷 2-16-8 南雲ビル 2 階・4 階
- 電話番号: 03-3797-3768
- 代表者氏名: 弁護士 館野 完

2. 委託業務の範囲

原則として、未収発生から 1 年以上経過した医業未収金回収業務

3. 業務開始日:

令和 4 年 6 月 1 日